

京都市寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

（宛先）京都市長

（申請者）住所 _____

氏名 _____ ⑩（生年月日 _____）

私は、現在利用中又は申請中である下記事業の利用者負担額の算定等に関して、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

【利用事業】

チェック	事業名	適用内容	受付窓口
	保育事業	利用者負担額の決定	子どもはぐくみ室 （子育て推進担当）
	児童手当	支給額の算定	
	児童扶養手当	支給制限時の所得額の計算	
	高等職業訓練促進給付金等事業	支給の決定・給付額の決定	
	自立支援教育訓練給付金事業	支給の決定	
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	支給の決定	
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	利用料の決定	
	未熟児養育医療費給付事業	徴収額の決定	
	結核児童療育給付事業	徴収額の決定	
	自立支援医療（育成医療）給付事業	支給対象者とする市町村民税額の算定等	
	ひとり親家庭等医療費支給制度	対象者の決定	
	小児慢性特定疾病医療費助成制度	自己負担額の決定	
	児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業	利用者負担額の決定	
	放課後ほっと広場事業	利用者負担額の決定	
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	自己負担額の決定	子どもはぐくみ室 （子育て相談担当）
	第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業	利用者負担額の決定	障害保健福祉課
	特別児童扶養手当等給付諸費	所得制限の判定に係る所得額の算定	児童相談所・子どもはぐくみ室
	児童入所施設措置費等	徴収額の決定	発達相談所
	障害児入所給付費等負担金	利用者負担額の決定	
	障害児入所医療費等負担金	利用者負担額の決定	幼保総合支援室
	副食材料費の実費徴収に係る補足給付事業	支給の決定	

所得を計算する対象となる年の12月31日現在及び申請時において、みなし適用対象者（未婚の母，未婚の父，未婚の養育者又は未婚の扶養義務者をいう。以下同じ。）が，以下の事項に該当していることを申し立てます（該当番号にチェックを入れてください）。

- ① 婚姻歴がなく母となった女子であって，現に婚姻（届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていないもののうち，扶養親族又は生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下であり，他の者の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子）を有する者
- ② ①に掲げる者のうち，扶養親族である子を有し，かつ，合計所得金額が500万円以下である者
- ③ 婚姻歴がなく父となった男子であって，現に婚姻（届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていないもののうち，その者と生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下であり，他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない子）を有し，合計所得金額が500万円以下である者
- ④ 養育者（子の母又は父を除く）又は扶養義務者（子の母又は父を除く）について，女子については，①又は②に該当し，男子については，③に該当する者

※ ④については，児童扶養手当，高等職業訓練促進給付金等事業，自立支援教育訓練給付金事業及びひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業が対象となります。

- ・ 寡婦(夫)控除のみなし適用の要件確認に必要な範囲で，京都市がみなし適用対象者及び対象となる子等の課税状況，婚姻歴の有無及び世帯状況等を調査し，当該調査又は本申請で得た情報を利用事業（保健福祉局所管事業を含む。以下同じ。）の各受付窓口へ提供すること及び利用事業の各受付窓口において利用することに同意します。

年 月 日 氏名 _____ ㊟

氏名 _____ ㊟

※ 同意されない場合は，申請事業ごとに必要書類の提出が必要となります。

- ・ 「児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業」及び「放課後ほっと広場事業」について申請される場合は，当申請書の宛先は「各学童クラブ事業運営主体 代表者」と読み替えることとします。
- ・ 「児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業」及び「放課後ほっと広場事業」について申請される方は，以下を確認いただき，同意される場合は記名押印をお願いします。

- ① 寡婦(夫)控除のみなし適用の申請を行っていることを京都市に対して情報提供すること。
 - ② 寡婦(夫)控除のみなし適用の申請に添えて提出した戸籍謄本，住民票の写し，課税証明書等の必要書類を京都市が保管すること。
- 以上について同意します。

年 月 日 氏名 _____ ㊟

※ 同意いただくことによって「児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業」及び「放課後ほっと広場事業」についても，本申請により審査を行うことができるため，改めて申請書を提出いただく必要がなくなります。

なお，同意いただけない場合は，申請のうち「児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業」及び「放課後ほっと広場事業」に係る部分については，各事業の運営主体代表者宛に申請書を提出していただく必要があります。

【必要書類】

- ・ みなし適用の対象者及びその子の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ・ みなし適用の対象者及び扶養親族又は生計を一にする子を含む世帯全員の住民票の写し
- ・ みなし適用の対象者及び生計を一にする子の所得の額を証明する書類（所得控除内訳が記載されたものに限る）

※ 申請事業によっては、上記必要書類の一部を省略できる場合があります（ただし、①第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業、②児童館・学童保育所における放課後児童健全育成事業、③放課後ほっと広場事業、④ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のみ申請の場合は省略できません。）。

【注意事項】（下記事項に同意した上で申請してください。）

- ・ 生活保護を受給されている方及び市民税非課税の方は対象外です。
- ・ 寡婦（夫）控除のみなし適用は、対象事業の負担額、給付額等の算定のみ用いるものであり、税法上の控除等を受けることはできません。
- ・ 寡婦（夫）控除のみなし適用の認定を受けても所得状況によっては、利用者負担額等に変更が生じない場合があります。
- ・ みなし適用の審査及び認定の結果については、申請事業ごとに通知します。
- ・ 申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された負担額の差額を納付又は給付額の差額を返還する必要があります。
- ・ 当該申請書については、寡婦（夫）控除のみなし適用に係る申請であり、各事業の利用については、事業ごとに別途申請が必要です。
- ・ 継続利用の事業については、更新時に再度申請書を提出する必要があります（提出がない場合は、寡婦（夫）控除のみなし適用の認定ができなくなります。）。また、各対象事業で定められた更新方法に従ってください。

受付年月日	受付窓口